

ごみ処理施設整備の検討について

1

令和4年9月22日

大空町役場 住民課 住民グループ

住民福祉課 住民グループ

1 ごみ処理施設の現状

現在、大空町では3つの施設で「ごみ処理」を行っています。「燃やすごみ」は焼却処理施設で焼却し、「燃やせないごみ」は最終処分場に埋め立て、「資源物」はリサイクルセンターで再資源化を図るための処理をしています。

現在の最終処分場の埋め立て期間は、平成16年の稼働開始から15年を経過した平成31年3月までとなっていました。町民皆さまの分別のご協力もあり満杯になるまで、現在の状況から8年から10年ほどを見込める状況にあります。

さらに埋立地を長持ちさせるためには、できるだけ「燃やすごみ」を焼却して「燃やせないごみ」を減らしていかなければなりません。

焼却処理施設は、昭和59年に稼働を開始してから37年が経過し、平均的な使用年数である30年を既に超えています。大規模改修からも18年が経過し、設備機器の故障や修繕経費の増加のほか、施設自体の老朽化といった多くの問題が見られるようになりました。

このような状況の中、新しい施設整備について、将来どのようにしていくかの検討を進めていくこととなりました。

2 大空町のごみ処理施設



3 焼却処理施設の現状

昭和59年8月の供用開始から37年が経過。
平成15年のダイオキシン類対策改修工事からも18年が経過。



年々、施設が老朽化し維持修繕費の増加してきている。



しかしながら、最終処分場を長持ちさせるためには、ごみの減容化（焼却処理）が必要不可欠。



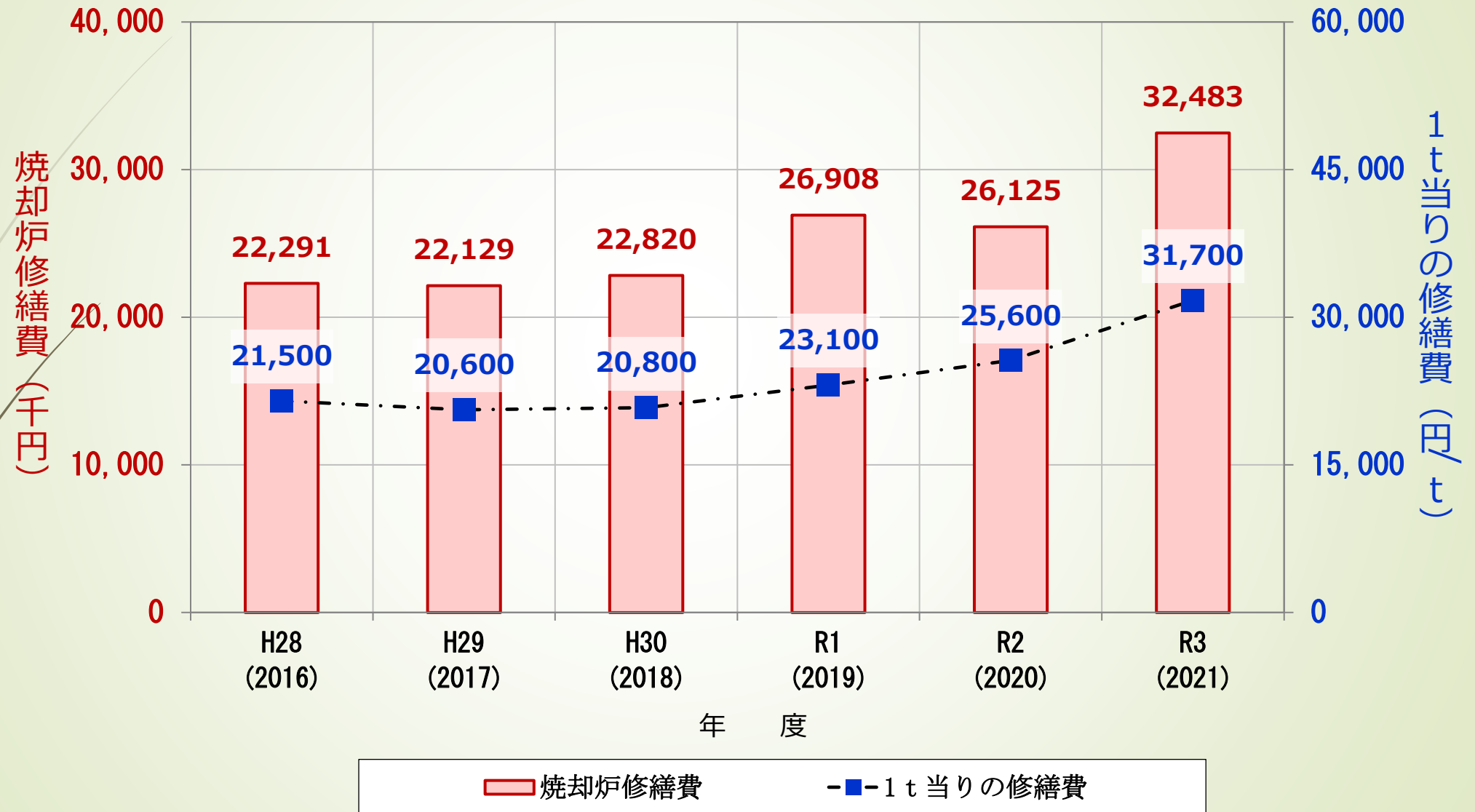
ごみの減容化及び埋め立て容量の軽減と合わせて、
国の方針により熱のエネルギー回収など、広域的視野に沿った検討を行う必要がある。



オホーツク管内において、焼却処理施設の広域化を実施していないのは斜網地域のみである。

※他の自治体との大きな枠組みでの検討が必要である。

表. 過去6カ年における焼却炉修繕費



4 本町における広域処理の経過

経 過	時 期	ごみの種類	構成市町村
旧東藻琴村の焼却処理施設の大規模改修に合わせて広域共同処理を開始する。	平成15年4月	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃ごみ ⇒旧女満別町・旧常呂町・旧東藻琴村 不燃ごみ ⇒旧女満別町・旧東藻琴村
旧常呂町が北見市との合併により、可燃ごみを北見市最終処分場で受け入れることが決定。旧3町村による枠組みから脱退する。 旧常呂町に代わり、津別町が焼却処理施設を稼働停止することに伴い、可燃ごみを大空町焼却処理施設で受け入れることが決定。2町による広域共同処理を開始する。同時に生ごみの分別を開始し津別町において堆肥化处理することを決定する。	平成22年4月	可燃ごみ・生ごみ	大空町・津別町
津別町が定住自立圏形成協定を北見市近隣市町と締結したことに伴い、可燃ごみを北見市最終処分場で受け入れてもらうことを決定。2町による広域共同処理から脱退する。生ごみの広域処理は継続する。	令和3年4月	生ごみ	大空町・津別町
津別町の脱退により、焼却処理能力に余剰が生じていることから、網走市、斜里町の可燃ごみの一部の試験焼却を開始する。	令和3年6月	網走市：紙おむつ等 斜里町：ゴム靴	大空町・網走市・斜里町

5 斜網地域のごみ処理の現状

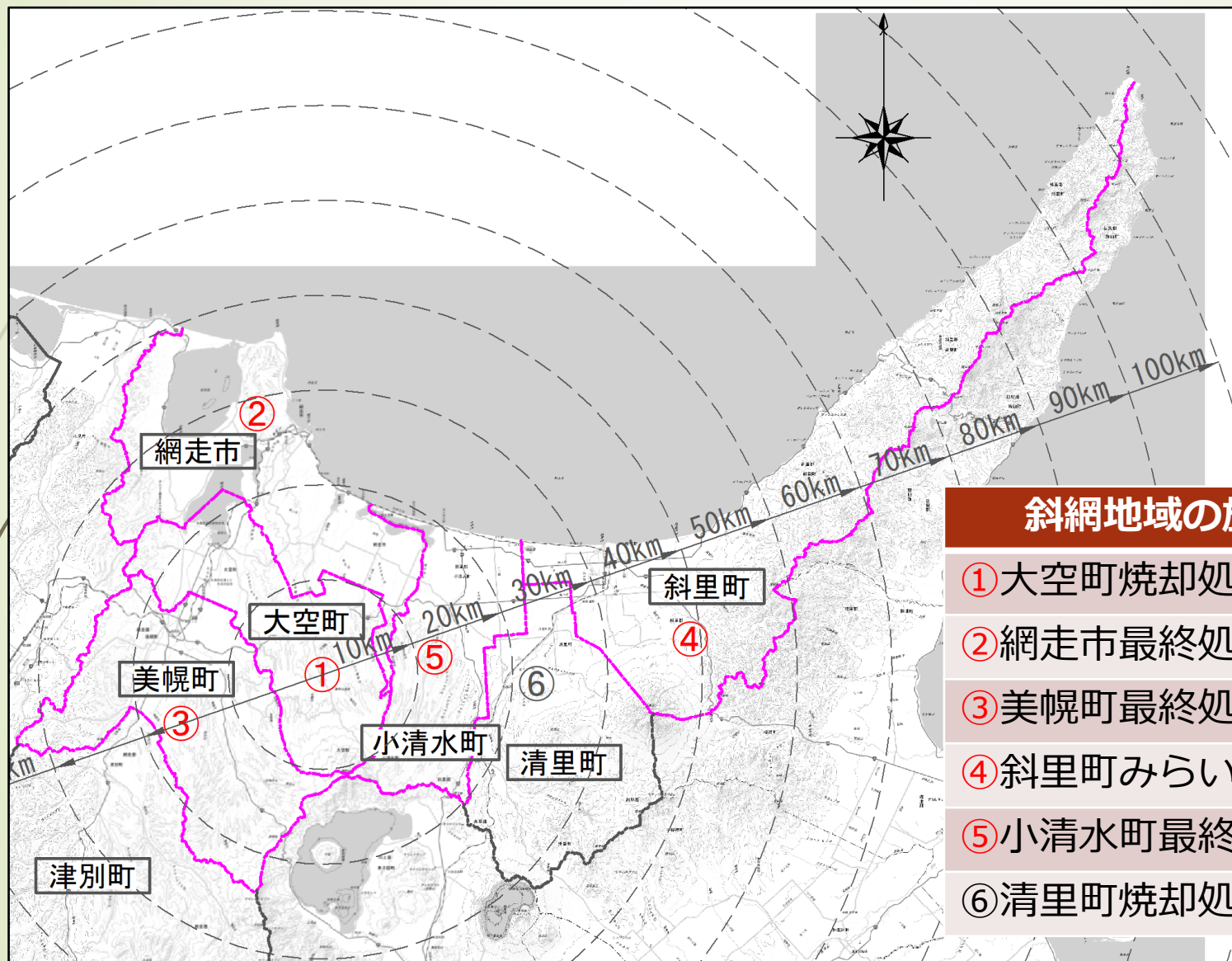
7

市町名	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源物	現状
網走市	破碎埋立	破碎埋立	堆肥化	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和15年度終了予定） ⇒埋立容量が想定より多く埋まっている 生ごみ堆肥化処理率が低い 紙おむつの中間処理を検討 ⇒現在は一部を大空町で焼却処理
美幌町	直接埋立	直接埋立	直接埋立	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和8年度終了予定） ⇒次期施設は単独で整備予定
津別町	焼却処理 (北見市)	直接埋立	堆肥化	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和3年度より供用開始） 可燃ごみは令和3年度より北見市で受け入れ
斜里町	高温高圧処理	直接埋立	堆肥化	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和10年度終了予定） ⇒次期施設は単独で整備予定 高温高圧処理施設（平成24年度稼働開始）は廃止の方向
清里町	焼却処理	直接埋立	焼却処理	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に焼却施設の大規模改修を実施 ⇒令和20年頃まで稼働予定 最終処分場（令和12年度終了予定） ⇒次期施設は単独で整備予定
小清水町	直接埋立	直接埋立	堆肥化	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和8年度終了予定） ⇒次期施設は単独で整備予定
大空町	焼却処理	直接埋立	堆肥化 (津別町)	リサイクル施設で処理	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場（令和12年度終了予定） 生ごみは平成22年度より津別町で受け入れ 焼却処理施設（平成15年3月大規模改修） ⇒施設の老朽化による維持管理経費の増加が課題

※参考～オホーツク管内のごみ処理の広域化状況

- 「北見市・訓子府町・置戸町・津別町」・・・北見市クリーンライフセンター（所在地：北見市・焼却処理施設）
- 「遠軽町・湧別町・佐呂間町」・・・えんがるクリーンセンター（所在地：遠軽町・焼却処理施設）
- 「紋別市・滝上町・雄武町・興部町・西興部村」・・・西紋別地区広域ごみ処理センター（所在地：紋別市・焼却処理施設）

図. 斜網地域における主な処理施設の位置図



位置図の凡例

斜網地域の施設	可燃ごみの処理
① 大空町焼却処理施設	・ 焼却処理
② 網走市最終処分場	・ 破碎埋立
③ 美幌町最終処分場	・ 直接埋立
④ 斜里町みらいあーる	・ 高温高压処理
⑤ 小清水町最終処分場	・ 直接埋立
⑥ 清里町焼却処理施設	・ 焼却処理

6 次期焼却処理施設整備に係る協議経過

●令和2年度（情報交換）

時期	自治体名	概要（現状及び課題等）
令和2年8月	網走市	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の予定より埋立容量が想定以上に多く埋まっている。 ⇒生ごみ堆肥化処理率が低い。 紙おむつの埋立により最終処分場の容量圧迫に繋がっている。 ・今後、何らかの中間処理を検討しなければならない。
令和2年10月	小清水町	<ul style="list-style-type: none"> ・現状は中間処理せず埋立している。 ・最終処分場は令和8年ころに使用期限を迎える。 ⇒次期最終処分場整備の際には、国の交付金の関係上で中間処理は必須である。
令和2年10月	斜里町	<ul style="list-style-type: none"> ・高温高圧処理施設がうまく稼働できていないため、中間処理については焼却処理に変更することも検討している。 ・大空町の焼却処理施設はゴム製品が可燃ごみ扱いとなっており、余力があるのであればゴム製品の受け入れについて検討願いたい。
令和2年12月	清里町	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理施設については、平成29年に大規模改修を実施している。 ・最終処分場は令和8年ころに使用期限を迎える。
令和2年12月	美幌町	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、資源物以外は中間処理せず埋立している。 ・最終処分場は令和8年ころに使用期限を迎える。 ⇒北見市へ焼却処理の打診をしたが余力がないと返答を受けた。 ・焼却処理施設について、単独での整備も検討している。

6 次期焼却処理施設整備に係る協議経過

●令和2年度

時期	協議自治体	会議名	協議概要
令和2年12月	1市6町	第1回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	<p>※1市6町（網走市・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体のごみ処理の現状と課題について情報交換を行う。 広域処理検討のため、今後も定期的に会議を開催することとする。 次期焼却処理施設の広域化について、1市4町（網走市・斜里町・小清水町・清里町・大空町）が広域処理検討の参加意向を示す。
令和3年2月	1市4町	ごみ処理広域化に関する 会議 (市長・町長会議)	<p>※1市4町（網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体のごみ処理の現状と課題を改めて確認する。 美幌町も広域処理検討に参加したい意思があることから、今後は1市5町で協議を進めることとする。 今後は網走市が中心となって協議を進めることとする。
令和3年3月	1市6町	第2回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 市長・町長会議の協議結果を踏まえ、令和3年度以降の協議・検討事項を確認する。 津別町は、令和3年度より可燃ごみを北見市と広域処理することになったため次回以降の協議には参加しないこととなる。

※参考～「北海道ごみ処理広域化計画」によるオホーツク管内の広域化ブロック分け

- 斜網ブロック・・・網走市・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町
- 北見ブロック・・・北見市・訓子府町・置戸町
- 遠紋ブロック・・・紋別市・遠軽町・湧別町・佐呂間町・滝上町・雄武町・興部町・西興部村

6 次期焼却処理施設整備に係る協議経過

●令和3年度

時期	協議自治体	会議名	協議概要
令和3年7月	1市5町	第1回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	※1市5町（網走市・美幌町・斜里町・清里町・小清水町・大空町） ・施設整備に係るスケジュールの確認 ・施設規模算定のための事前調査業務の確認
令和3年9月	1市5町	ごみ処理広域化に関する 会議 (市長・町長会議)	・施設整備に係るスケジュールの確認 ・施設の整備場所の検討 ・広域処理検討の参加意向期限の確認（11月末まで）
令和3年10月	1市5町	第2回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	・各市町からの調査業務等の現況報告（ごみ質調査等） ・コンサルからの説明（可燃ごみ量の推計） ・先進地視察実施の確認
令和3年10月	1市5町	先進地視察	・えんがるクリーンセンター（遠軽町）視察 ・各市町担当者、ごみ処理委託業者、コンサル参加 ・施設概要、広域化の経緯について説明を受ける。
令和3年10月	1市5町	第3回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	・事前調査速報値の確認 ・各市町の広域化検討参加意向の確認 ・令和4年度以降の事務の進め方（協議会設立、事業費の負担割合など）
令和3年12月	1市5町	ごみ処理広域化に関する 会議 (市長・町長会議)	・広域処理検討の参加 ⇒1市4町（網走市・美幌町・斜里町・小清水町・大空町）で決定 清里町は、現在使用している焼却処理施設が令和20年ころまで使用可能なことから当初からの参加はしないこととなる。 ・焼却処理施設の建設候補地 ⇒1市4町の中で、現在焼却処理施設を有していること、また地理的に中間地点である大空町を第1候補地として検討を進めていきたいと要請される。
令和4年1月	1市4町	第4回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	※1市4町（網走市・美幌町・斜里町・小清水町・大空町） ・可燃ごみ量推計値の確認 ・焼却炉の規模、概算事業費の確認 ・令和4年度以降の事務の進め方

6 次期焼却処理施設整備に係る協議経過

●令和4年度

時期	協議自治体	会議名	協議概要
令和4年4月	1市4町	第1回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の関係機関への広域化説明状況の確認 広域化推進協議会の設立について 今後のスケジュールについて
令和4年6月	1市4町	第2回 斜網ブロックごみ処理 広域化担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の関係機関への広域化説明状況の確認 今後のスケジュールについて
令和4年7月	1市4町	ごみ処理広域化に関する 会議 (市長・町長会議)	<ul style="list-style-type: none"> 斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会の設立 (事務局：網走市)
令和4年7月	1市4町	第1回 斜網地区廃棄物処理 広域化推進協議会 事務局会議	<ul style="list-style-type: none"> 広域処理基本構想策定業務ほか2件の入札執行 先進地視察実施の検討について 焼却炉メーカーによるプレゼンテーション実施の検討について

7 次期焼却処理施設整備に係る周知状況

1. 一般廃棄物焼却処理施設整備（広域共同処理）に係る地域への説明

- ・令和4年2月15日（火） 旭台自治会役員 3名
- ・令和4年2月16日（水） 上東自治会役員 5名
- ・令和4年3月15日（火） 末広自治会役員 5名

説明内容：①現在の焼却処理施設の現状及び中間処理（焼却処理）、広域化の必要性
②本町における広域処理の経過
③次期焼却処理施設整備に係る協議経過
④焼却炉の規模、可燃ごみの推計、概算事業費（負担金額）
⑤施設整備予定スケジュール

2. 大空町廃棄物減量等推進審議会への説明

- ・令和4年5月30日（月）開催 委員12名中 10名出席

説明内容：①令和3年度における廃棄物処理状況
②廃棄物の広域処理に係る検討状況
③住民説明会の開催について
（廃棄物処理状況・手数料改定・今後の処理方法の検討（広域化を含む））

7 次期焼却処理施設整備に係る周知状況

3. 廃棄物処理の現状についての住民説明会

・令和4年7月7日（木）	昼の部	農村環境改善センター（東藻琴）	4名	
	夜の部	〃	5名	
・令和4年7月8日（金）	昼の部	議事堂文化ホール（女満別）	9名	
	夜の部	〃	4名	計22名

説明内容：①ごみ処理の状況
 ②資源物処理の状況
 ③廃棄物処理手数料の見直し
 ④今後の処理方法の検討（広域化を含む）

4. 広報誌による情報提供

・広報おおぞら	令和4年8月号	「ごみ処理施設の整備を検討をします」
・まちのおしらせ	令和4年8月号	「大空町におけるごみの広域処理の状況について」
・広報おおぞら	令和4年9月号	「斜網地域のごみ処理の現状」
・まちのおしらせ	令和4年9月号	「広域化のメリット・デメリット」

※今後も広報誌等による情報提供を進めていく予定です。

8 可燃ごみ量の推計及び焼却炉の規模

1市4町による可燃ごみ量の推計

⇒「生ごみを可燃」と「生ごみの再資源化を継続」の2つのパターンで推計

※コンサルによる推計値

試算A 「生ごみを可燃」

	5市町合計	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	焼却炉の規模	概算事業費
焼却量の推計	16,415 t	6,911 t	5,150 t	2,735 t	811 t	808 t	62 t /16時間	99億2千万円
	100%	42.1%	31.4%	16.7%	4.9%	4.9%	(31 t /16時間 2炉)	

試算B 「生ごみの再資源化を継続」

	5市町合計	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	焼却炉の規模	概算事業費
焼却量の推計	12,112 t	5,686 t	3,968 t	1,540 t	362 t	556 t	46 t /16時間	73億6千万円
	100%	46.9%	32.8%	12.7%	3.0%	4.6%	(23 t /16時間 2炉)	

※参考～現状の処理状況

品目	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町
生ごみ処理	堆肥化	直接埋立	堆肥化	堆肥化	堆肥化
プラスチック製容器包装製品	資源回収	資源回収	資源回収	資源回収	資源回収
プラスチック使用製品（資源外）	破碎後埋立	直接埋立	高温高圧処理	破碎埋立	焼却又は埋立

9 概算事業費の負担金額

1市4町による概算事業費の負担金額

⇒「生ごみを可燃」と「生ごみの再資源化を継続」の2つのパターンで算出
※コンサルによる算出

試算A 「生ごみを可燃」

(単位：千円)

財源の区分等	算出内訳	5市町 全体	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	備考
施設整備事業費	広域分担割合	9,920,000	4,176,000	3,115,000	1,657,000	486,000	486,000	
	構成比	100%	42%	31%	17%	5%	5%	小数点以下四捨五入
循環型社会形成推進 交付金対象事業費	広域分担割合	5,952,000	2,505,000	1,869,000	994,000	292,000	292,000	対象事業費率 60%
国からの交付金額	交付対象事業費 の1/3	1,984,000	835,000	623,000	332,000	97,000	97,000	
交付金対象事業費 一般財源	広域分担割合	3,968,000	1,671,000	1,246,000	663,000	194,000	195,000	網走市以外は 過疎債充当予定
交付金対象外事業費 一般財源	広域分担割合	3,968,000	1,670,000	1,246,000	662,000	195,000	194,000	一般廃棄物処理 事業債充当予定
一般財源 計		7,936,000	3,341,000	2,492,000	1,325,000	389,000	389,000	

9 概算事業費の負担金額

1市4町による概算事業費の負担金額

⇒「生ごみを可燃」と「生ごみの再資源化を継続」の2つのパターンで推計

※コンサルによる算出

試算B 「生ごみの再資源化を継続」

(単位：千円)

財源の区分等	算出内訳	5市町 全体	網走市	美幌町	斜里町	小清水町	大空町	備考
施設整備事業費	広域分担割合	7,360,000	3,451,000	2,414,000	935,000	221,000	339,000	
	構成比	100%	47%	33%	13%	3%	5%	小数点以下四捨五入
循環型社会形成推進 交付金対象事業費	広域分担割合	4,416,000	2,070,000	1,448,000	561,000	133,000	204,000	対象事業費率 60%
国からの交付金額	交付対象事業費 の1/3	1,472,000	690,000	482,000	187,000	45,000	68,000	
交付金対象事業費 一般財源	広域分担割合	2,944,000	1,381,000	966,000	374,000	88,000	135,000	網走市以外は 過疎債充当予定
交付金対象外事業費 一般財源	広域分担割合	2,944,000	1,380,000	966,000	374,000	88,000	136,000	一般廃棄物処理 事業債充当予定
一般財源 計		5,888,000	2,761,000	1,932,000	748,000	176,000	271,000	

10 ライフサイクルコスト比較

下の表は、斜網ブロック内（1市4町）の各自治体に焼却施設を整備した場合（**ケース1**）と、1施設に集約し整備した場合（**ケース2**）の経費の比較です。
経費は、新施設稼働後の令和10年度から令和24年度までの15間で算出しています。

(単位：千円)

ケース		ケース1 単独_5施設整備	ケース2 集約_1施設整備	ケース1 から ケース2 の差額分
		■ 5つの市町がそれぞれ単 独で焼却施設を整備する。	■ 5つの市町が広域・集約し て焼却施設を1つ整備する。	
1.ごみ焼却施設	施設整備費	12,880,000千円	9,920,000千円	2,960,000千円
	運営・維持管理費 R10-R24（15年間）	8,625,000千円	6,510,000千円	2,115,000千円
2.広域運搬費※	R10-R24（15年間）	0千円	1,815,000千円	-1,815,000千円
3.旧施設の解体工事		150,000千円	150,000千円	0千円
合計		21,655,000千円	18,395,000千円	3,260,000千円

※；市町行政区域内における収集運搬費は含まない。

11 広域化のメリット・デメリット

下の表は、ごみ処理の広域化により想定されるメリットとデメリットです。ごみ処理の広域化により構成自治体の負担軽減や環境負荷の低減などのメリットがある一方で、運搬費の増加などのデメリットも想定されるため、広域化による施設整備をする場合においては、構成自治体間での十分な協議と慎重な判断が必要となってきます。

比較対象項目	広域化のメリット	広域化のデメリット
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の自治体で施設を整備するため建設単価が下がり、単独で既存施設を建替えるよりも費用が抑えられる。 ・国の交付金が活用できることから、施設整備に係る経費負担額が軽減できる。 ・1施設のため、運営維持管理費が抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設までの移動距離が長くなることで、収集運搬経費が増加する。
環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な発電・熱交換や化石燃料等の消費を抑制しやすいため、環境負荷が低減できる。 ・集約化により施設規模が大きくなるため、安定した燃焼管理が可能となり、有害物質を低減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設への搬入車両台数が、従来の施設と比べて増加する。 ・運搬車両から排出される環境負荷物質が増加する。
技術	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化による施設の集約により、一定のごみ量が確保され、ごみ焼却施設の安定稼働や効率的な熱回収が可能となる。 ・高効率エネルギー利用施設の整備により環境負荷が低減できる。 	
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生した廃棄物を広域的に処理する体制が構築できる。 ・災害対策の強化として、処理能力に余裕を持たせることで、災害廃棄物の迅速な処理が可能となる。 ・廃棄物処理システムの強靱性を確保するため、施設の耐震化、浸水対策などに国の交付金を活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の相互応援を行う際、施設間の距離が伸び、収集運搬車両の走行距離が長くなる。 ・ごみ処理施設数の減少により、災害時に大量発生した廃棄物に対応できない可能性があり、リスクの分散ができない。

12 公害等対策

①大気汚染対策

最新の高度処理を行い、国の環境基準より厳しい排出基準を設け、測定結果の表示板の設置します。

②悪臭対策

施設には、エアカーテン等の設置や、ごみ貯留ピット内の空気を燃焼用に利用するなど、臭気の漏洩対策の検討を行います。

また、収集運搬車については、施設内で洗浄を行うなど、汚汁の流出防止の検討を行います。

③騒音・振動対策

整備工事や稼働後の収集運搬車や作業用車両の稼働に伴う騒音や振動の発生については、低騒音型の機器を導入し、施設において防振や遮音設備などの対策を施すとともに、周辺に支障が出ないように作業時間の調整等によるソフト面の検討を併せて行います。

④水質汚染対策

焼却処理に伴う水は施設循環利用を採用し、場内で処理した後、再利用を行い、場外への排水は行わない予定です。

⑤景観対策

周辺景観に馴染むデザインを取り入れるとともに、緑化による緩衝地帯設置の検討を行います。

⑥交通安全対策

収集運搬車の経路を指定するとともに、運転手等への安全講習を行うなど、生活環境への影響を極力少なくする対策を行います。

また、必要に応じて交通安全施設の整備を行います。

13 施設整備事業想定スケジュール

年度	事業内容	
計画期間 3年	3	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物焼却処理施設整備事前調査業務 ごみ質調査業務 広域処理参加自治体の決定
	4	<ul style="list-style-type: none"> 協議会設置（広域共同処理に関する協議） 周辺地域住民との説明・合意 焼却処理施設建設候補地選定 斜網地域一般廃棄物処理広域化基本計画策定業務 斜網地域一般廃棄物処理施設基本構想策定業務 焼却処理施設地下水利用検討業務 関係機関との協議及び公害防止協定締結 ⇒オホーツク総合振興局関連部署
	5	<ul style="list-style-type: none"> 地域循環型社会形成推進地域計画策定業務 施設整備概算事業計画作成 生活環境影響評価縦覧条例制定 地域計画に係る審議会の出席 ⇒（国土交通省・環境省・北海道・構成自治体） 交付金の決定

年度	事業内容	
実施期間 4年	6	<ul style="list-style-type: none"> 焼却処理施設整備計画策定業務 焼却処理施設実施設計業務 （建築設計、プラント設計） 工事費予算確定 指名業者選定 生活環境影響調査の告示縦覧 実績報告書提出（北海道）
	7	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境影響評価縦覧条例の見直し及び改定 焼却処理施設設置届出書作成発注 焼却処理施設工事発注（3か年工事） 実績報告書提出（北海道）
	8	<ul style="list-style-type: none"> 焼却処理施設工事施工監理業務発注 実績報告書提出（北海道）
	9	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書提出（北海道）
10	供用開始	

14 焼却処理施設（イメージ）



●施設名：えんがるクリーンセンター

- ・所在地 遠軽町
- ・構成自治体 3町（遠軽町・湧別町・佐呂間町）
- ・供用開始 平成30年4月
- ・処理能力 32t/16時間（16t/16時間×2炉）
- ・余熱利用設備 場内利用
（給湯・暖房、ロードヒーティング、熱回収率10%以上）



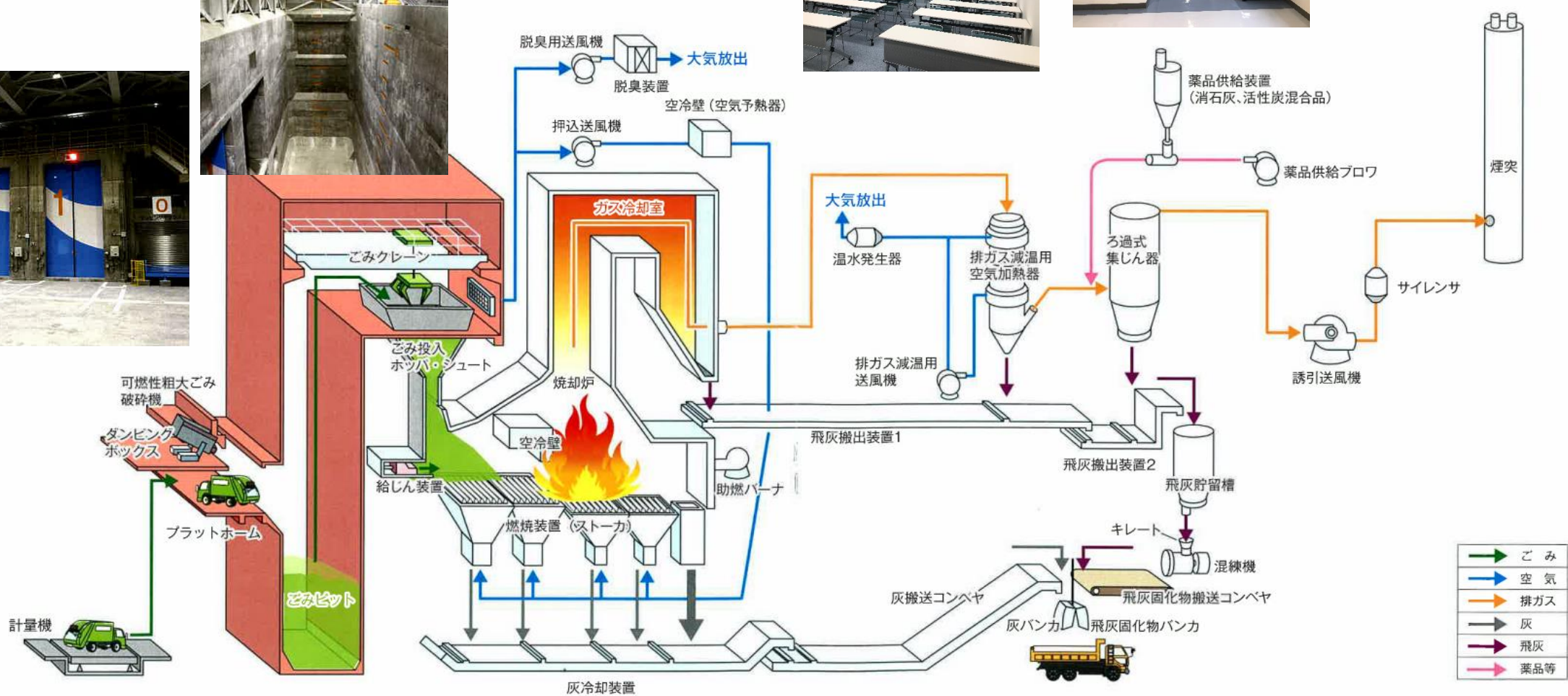
●施設名：中・北空知エネクリーン

- ・所在地 歌志内市
- ・構成自治体 14市町
（深川市・滝川市・赤平市・砂川市・歌志内市・
沼田町・北竜町・秩父別町・雨竜町・妹背牛町・
新十津川町・浦臼町・奈井江町・上砂川町）
- ・供用開始 平成25年4月
- ・処理能力 85t/24時間（42.5t/24時間×2炉）
- ・余熱利用設備 蒸気タービン発電機

(参考)

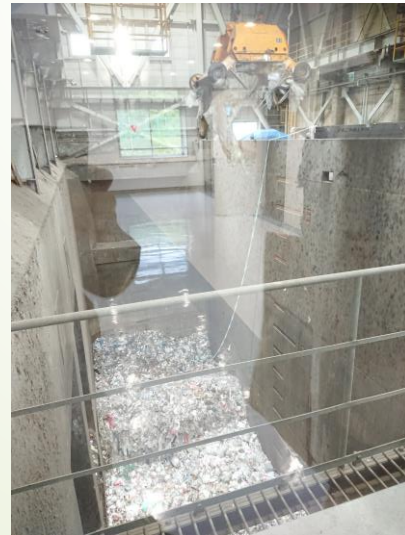
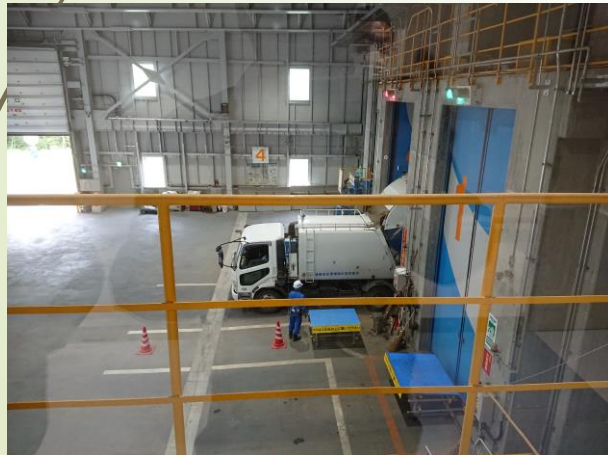
えんがるクリーンセンター

23

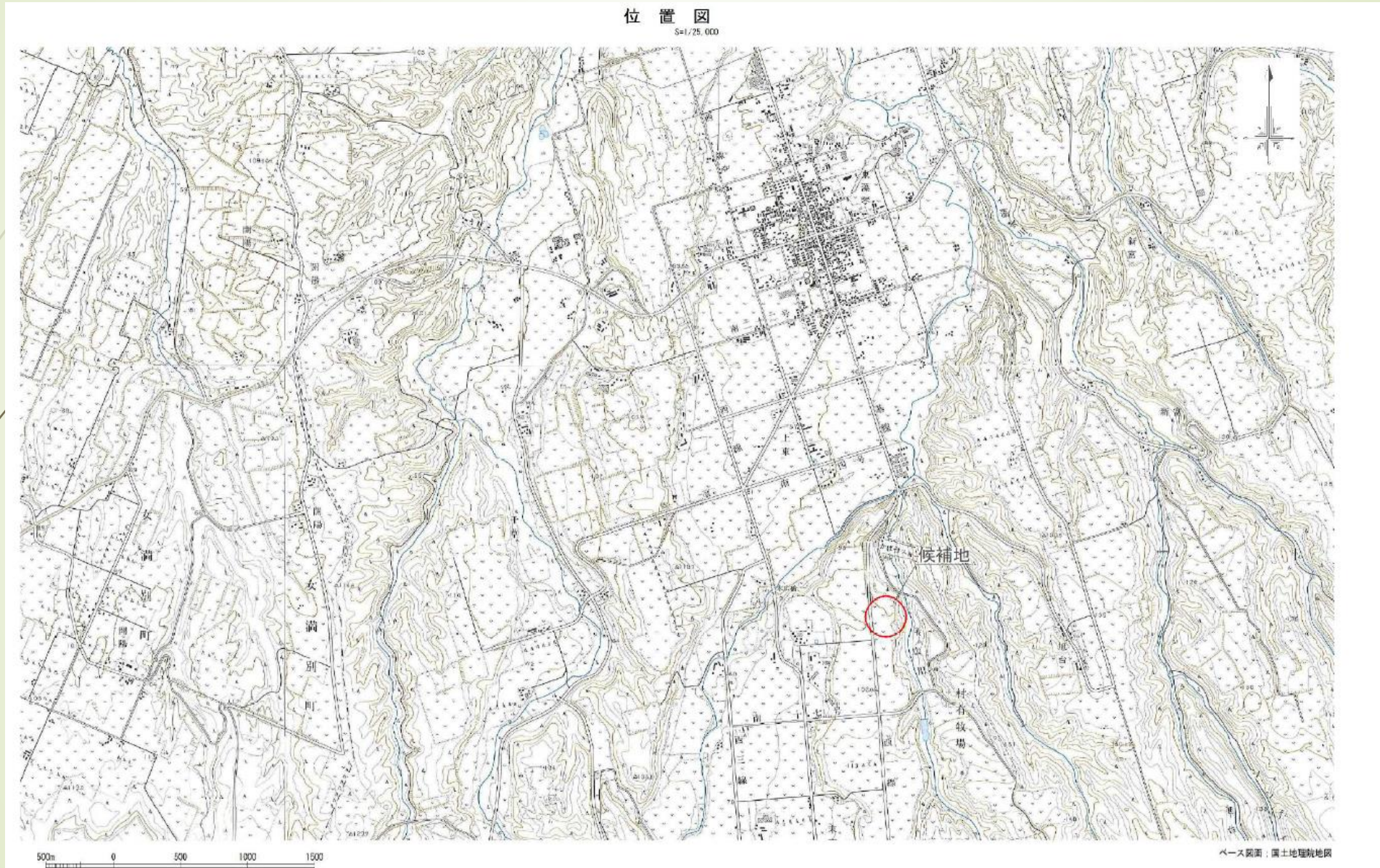


(参考) えんがるクリーンセンター

24



○次期焼却処理施設整備候補地 位置図



○次期焼却処理施設整備候補地 位置図写真

